

発議第 1 号

宗像市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月26日

提出者

宗像市議会運営委員会委員長 森田 卓也

提案理由

宗像市行政組織条例（平成15年宗像市条例第7号）の改正に伴い、宗像市議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例案を提出するものである。

宗像市議会委員会条例の一部を改正する条例

宗像市議会委員会条例（平成26年宗像市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「都市建設部」を「都市整備部、都市再生部」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

宗像市議会委員会条例(平成26年宗像市条例第26号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 建設産業常任委員会 6人</p> <p>都市整備部、都市再生部、産業振興部、下水道課及び農業委員会の所管に関する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 建設産業常任委員会 6人</p> <p>都市建設部、産業振興部、下水道課及び農業委員会の所管に関する事項</p>